

## 評価書(案)についての住民意見の概要および博覧会協会の見解

### 3 環境影響評価の項目

意見所の概要	見解
<p>03-01</p> <p>・会場へのアクセス交通、自家用車駐車場、シャトルバス駐車場による、交通渋滞、大気、騒音等の影響について、十分な調査予測評価を行なった上で今回の評価書をまとめるべきである。(他に同趣旨8件)</p>	<p>シャトルバスなどの会場へのアクセス交通については、今回の評価書(案)の第2編 - 2の第1～3章に記載しております。自家用車駐車場、バスターミナルによる影響については、計画の熟度が高まった段階で追跡調査において予測評価を実施してまいります。</p>
<p>03-02</p> <p>・会場周辺7ヶ所の駐車場及びその周辺について、アセスメント(大気汚染、騒音、振動、排泄物等)を実施し、住民に情報を公開すべきである。(他に同趣旨4件)</p>	<p>会場周辺7ヶ所の駐車場については追跡調査により予測評価(大気質、騒音、振動)を実施し、結果を公表いたします。</p>
<p>03-03</p> <p>・p8、会場アクセスとして、「会場から20分圏内に7ヶ所程度の駐車場」とは、具体的にどこを予定しているのか示すべきである。また、予測はそうした場外駐車場周辺およびその沿線でも行うべきである。(他に同趣旨1件)</p>	<p>自家用車駐車場の大きな位置はお示してあります(p0013)が、詳細な位置につきましては、地権者の方にご説明していないところもあり現段階ではお示できません。自家用車駐車場による影響については、計画の熟度が高まった段階で追跡調査において予測評価を実施してまいります。</p>
<p>03-04</p> <p>・会場周辺における万博狙いの駐車場営業を阻止できるのか、営業規模の拡大が想定されるが、影響評価と対応を求める。</p>	<p>県、関係市町等関係機関と連携して民間駐車場への対応を検討したいと考えております。</p>
<p>03-05</p> <p>・各ターミナルでの待機者数、待機時間を予測し、対策を求める。</p>	<p>各ターミナルでは、十分な滞留場所の確保を行うとともに、待機時間が極力少なくなるような輸送力の確保及び誘導対策を行いたいと考えております。</p>
<p>03-06</p> <p>・自転車やバイクによる入場も考えられる。通行ルート、駐輪場の整備、事故対策などの予測と対策を求める。</p>	<p>駐輪場の整備を行うとともに、自転車等が安全に走行できるルートの設定等の対策を関係機関とともに実施したいと考えております。</p>

意見所の概要	見解
<p>03-07</p> <p>・生活車両等の通行禁止ができない事態の予測と周辺住民への影響評価を求める。</p>	<p>通常の生活に伴う車両の走行については、制限することは考えておりません。従いまして、予測および評価に当たっては、これらの車両の走行を前提としております。</p>
<p>03-08</p> <p>・計画交通量については、将来道路網への交通量配分を求めているので(名古屋瀬戸道路アセス資料p9)、東海環状自動車道、名古屋環状2号線など関連する道路の計画交通量を示し、大気質、騒音、振動等の予測をすべきである。</p>	<p>今回の予測に当たっては、交通センサデータを基に伸び率を推定し、これを現地調査結果に掛け合わせるにより予測時における交通量を推計しました。</p>
<p>03-09</p> <p>・関連事業による工事の総合的影響について、渋滞が取り扱われていないのは問題である。渋滞を含めた予測評価をすべきである。(他に同趣旨3件)</p>	<p>車両の走行による影響の予測にあたっては、関連車両が集中することが想定される地点を予測断面に選定しております。各断面における現地調査結果では、概ね規制速度で車両が走行しております。また、関連車両を加味した走行台数は、路線の交通容量以内と考えられるため、工事用車両による影響の予測にあたっては交通渋滞の発生を前提とはしておりません。</p> <p>さらに、工事中については、「博覧会関連工事等周辺対策会議」が県において設置され、博覧会会場周辺の日常交通等に対する影響を軽減するために検討を進めていただいております。</p>
<p>03-10</p> <p>・渋滞時のアイドリングストップ車はどの程度見込んだ予測したか示してほしい。</p>	<p>関係車両が集中することが想定される地点において予測を行っておりますが、これら地点において渋滞は想定されないことから、アイドリングストップ車を見込んだ予測は行っておりません。</p>
<p>03-11</p> <p>・地下鉄藤ヶ丘駅周辺の保護及び周辺道路の交通渋滞について、アセスメントを行うべきである。</p>	<p>藤ヶ丘での適切な誘導や滞留場所の確保など安全、円滑な乗り換え対策について検討・実施していきたいと考えています。藤ヶ丘駅周辺はシャトルバスルートとしては考えておらず、自家用車の駐車場も予定していないため、博覧会関連の自動車交通の発生はほとんどないと考えております。</p>

意見所の概要	見解
<p>03-12</p> <p>・跡地復元までを含めた LCA(ライフサイクルアセスメント)を実施すべき。(他に同趣旨5件)</p>	<p>短期間の博覧会の環境影響評価に LCA を適用するに当たっては、特に対象検討範囲の設定など困難な問題が多くあります。LCA の活用が期待される項目の一例として、仮設施設を建設するときの環境負荷排出量及び資材を再使用することによる環境負荷低減効果を第2編-2の第17章に示しています。</p> <p>なお、パビリオン等の建設における工法や資材の選定に際して LCA の考え方に配慮したいと考えております。</p>
<p>03-13</p> <p>・仮設構築物の会期終了後のリユース、リサイクル率を評価項目にいれていない評価書(案)は不完全である。</p>	<p>現段階では回避・低減のための方針は次のとおりとしております。</p> <p>リユース、リサイクル可能な素材の積極的活用  廃棄物の発生しにくい構造、工法の採用  会場内の仮設施設を会期終了後に有効利用を図ること。</p> <p>今後の計画熟度に応じてこの方針に従い、工事計画を具体化してまいります。</p>
<p>03-14</p> <p>・想定入場者の不確定性をもとにして全項目の「感度分析」をするべきである。(他に同趣旨3件)</p>	<p>今回の評価書(案)においては、基本計画に基づいて環境影響評価を行っております。想定入場者数は基本計画の計画基準日における数字ですが、これに基づき個別計画を定めるに当たり、各環境要素について極力回避低減に努めました。その結果を記載しております。</p> <p>なお、今回予測評価を行ったものについて、事業による影響を確認するためにモニタリング調査を実施することとし、著しい影響があると認められた場合には必要な措置を講じていくこととしております。</p>
<p>03-15</p> <p>・万博開催後の跡地復元と都市公園工事について評価し、修正評価書に記載すべきである。(他に同趣旨1件)</p>	<p>博覧会終了後の仮設施設の撤去工事については、追跡調査において予測評価してまいります。また、博覧会後の土地利用に係ることについては、その整備主体が対応すべきものと考えております。なお、当該事業は、環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例の対象事業とはならないと聴いております。</p>

意見所の概要	見解
<p>03-16</p> <p>・経済産業省の検討会委員発言で「海上地区の遊歩道・展望台はどうしても必要なのか。海上の森を代表するような価値のある場所かもしれないので、海上の森の他の地区との価値を比較検討し、遊歩道等を作るべきかどうかよく検討して欲しい。」という委員からの発言がありますが“会場地区の遊歩道、展望台場所”についての調査は、未だに、きちんと提示されていない。</p>	<p>会場(海上地区)における里山遊歩ゾーンの計画に関しては、注目すべき生物の生息域に十分に配慮し、図面上での回避だけではなく現場の状況を確認しながら検討していくことを考えております。</p>
<p>03-17</p> <p>・p305、青少年公園地区に関する環境影響評価の項目で、人と自然の豊かな触れ合いについて、工事による影響が全て欠落している。</p>	<p>青少年公園地区に関する「人と自然とのふれあい活動の場」項目のうち、工事による影響については、工事期間中の青少年公園の閉園による影響についても予測・評価を行っております。</p>
<p>03-18</p> <p>・農薬散布について、農薬の種類、散布時間などを具体的に表記し、人の健康に与える影響について予測すべき。(他に同趣旨1件)</p>	<p>現段階では使用する農薬等が確定していませんが、現況の環境負荷を極力増大させることのないよう、慎重に検討してまいります。</p>
<p>03-19</p> <p>・車の渋滞による住民への環境悪化や財政負担による県財政破綻等、社会的な影響も環境として評価すべき。(他に同趣旨6件)</p>	<p>博覧会に係る環境影響評価は要領に基づいて実施しているところであり、この要領も環境影響評価法も、社会的・経済的影響の評価を取り込んだものとはなっており、協会としては、社会的な影響を含めた評価を行うことは困難であると考えております。</p>
<p>03-20</p> <p>・地震を予測評価に入れること。また、地震対策と責任者を評価書に載せること。(他に同趣旨2件)</p>	<p>地震等の災害、安全に係る事項は、本環境影響評価の対象としておりませんが、会場施設の建設につきましては、大規模地震も想定した昭和56年の新耐震設計(建築基準法)に基づいて構造計算を行うこととしております。</p>
<p>03-21</p> <p>・海上地区の平安時代から鎌倉にかけての古窯等の大事な文化遺産について、きちんと評価すること。(他に同趣旨1件)</p>	<p>会場内の埋蔵文化財につきましては、文化財担当部局に協議し適切に対応してまいります。</p>

意見所の概要	見解
03-22 ・IT 技術や HSST 等による人体への影響について、 触れられていない。環境影響評価書(案)について再 度、抜本的な見直しが必要である。(他に同趣旨1 件)	現在のところ、人体への著しい影響のある IT 施設 等の設置は考えていないことから、環境影響評価の 対象とはしていません。